

令和4年度 夜間納税相談窓口 年間スケジュールのご案内

失業や営業不振などやむを得ない事情により市税を納期限までに納付することが困難な方、または滞納している市税を一括して納付することが困難な方については、税務課納税係にて納税相談を受け付けています。

日中に来庁することができない方については、下記のとおり、夜間納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。電話での相談も可能です。

夜間納税相談窓口日程一覧

月	夜間納税相談日	月	夜間納税相談日
3月	1日(火)、2日(水)、22日(火)	10月	21日(金)
4月	11日(月)、12日(火)、13日(水)、21日(木)	11月	21日(月)、28日(月)、29日(火)、30日(水)
5月	23日(月)	12月	21日(水)
6月	21日(火)	令和5年 1月	18日(水)
7月	21日(木)	2月	21日(火)、27日(月)、28日(火)
8月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、22日(月)	3月	1日(水)
9月	21日(水)		

※日程は、変更する場合があります。

時 間：17時30分～20時

場 所：税務課納税係(市役所3階)2番窓口

※「市役所庁舎東側出入口」からお入りください。

上記日程で来庁できない場合でも、随時、夜間相談を受け付けますので、電話でご予約ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付できない事情がある場合は、税務課納税係にご相談ください。収支の状況などをお伺いしたうえで、今後の納付についてご相談させていただきます(来庁することが困難な場合は、電話でも受け付けます)。

納税相談もなく滞納を放置すると...

市税を定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。滞納したまま納税相談に来なかった場合や、放置した場合は、延滞金が課せられるだけでなく、預貯金・給与・不動産等の差押などの滞納処分となります。



市税は納期限までに必ず納めましょう。

問合先 税務課納税係 Tel.28-8021